

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ（喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。）をいう。以下同じ。）の煙を吸わされることをいう。
- (2) 公共的空間 不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び喫煙所を除く。）をいう。
- (3) 公共的施設 公共的空間を有する施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げる施設をいう。
 - ア 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第1に掲げるもの（以下「第1種施設」という。）
 - イ 受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（以下「第2種施設」という。）
- (4) 施設管理者 公共的施設の管理について権限を有する者をいう。
- (5) 喫煙 たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。
- (6) 禁煙 公共的施設における公共的空間の全部を喫煙することができない区域（以下「喫煙禁止区域」という。）とすることをいう。
- (7) 分煙 第2種施設における公共的空間を、規則で定めるところにより、喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）と喫煙禁止区域とに分割することをいう。
- (8) 喫煙所 専らたばこを吸う用途に供するための区域をいう。
- (9) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。
- (10) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で未成年者を現に監督保護する者をいう。

「施行規則」

(分煙の方法)

第3条 条例第2条第7号の規定による第2種施設における公共的空間の分割は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 第2種施設の公共的空間のうち出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他当該第2種施設の利用者が共同して利用する区域（次号において「共同利用区域」という。）は、その全部を喫煙禁止区域とすること。
 - (2) 第2種施設の公共的空間のうち共同利用区域以外の区域（以下この条において「役務提供区域」という。）の一部を喫煙禁止区域とすること。この場合において、喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割すべき単位となる区域（以下この号において「分割区域」という。）は、次に掲げるところによる。
 - ア 役務提供区域において同一の役務を提供する複数の区画された区域がある場合は、当該区画された区域の総体を一の分割区域とすること。
 - イ 役務提供区域において種類の異なる複数の役務が提供されている場合は、当該複数の役務が提供されている区域のそれぞれを一の分割区域とすること。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、飲食店、ホテル、旅館その他これらに類する施設に設けられた団体の宿泊客その他の多数の者に飲食物を提供するための区画された区域が一つのみである場合は、当該区域を利用する者の選択に応じ、及びその利用する時間を限って、当該区域の全部を喫煙区域とすることができる。

【趣旨】

本条の規定は、用語の定義を行って、次条以下の用語の解釈の統一を図るものである。

なお、本条例においては、公共的空間（第2号）、公共的施設（第3号）、施設管理者（第4号）といった用語に特別の意義を与えているので、本条例を適切に運用していくためには、これらの用語の意義を正確に理解することが求められる。

【解説】

1 受動喫煙（第1号）

本条例は、科学的な知見に基づき、受動喫煙の健康リスクを排除しようとするものであるから、たばこの煙を取り除こうとする範囲を「室内又はこれに準ずる環境」、すなわち、たばこの煙が拡散しない室内や、意のままに身動きをとることが困難な環境としたものである。

さらに、受動喫煙の範囲を限定し、健康増進法第25条と同じく「他人のたばこの煙を吸わされること」と定義して、広義の受動喫煙（二次喫煙）のうち、本人の意に反するもの（不随意喫煙。involuntary exposure to tobacco smoke）としたものである。

なお、たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号では、「製造たばこ」とは、葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいうものとしているが、かみたばこ（処理した葉たばこに甘味料や香料を加えて加工したたばこを頬に含んだり、噛むことにより使用するもの※）と、かぎたばこ（鼻腔内に乾燥嗅ぎたばこを塗りつけ、又は吸い込み、若しくは口腔内で頬の内側と歯肉の間に湿性嗅ぎたばこを入れて使用するもの※）は、使用してもたばこの煙を発生しないので、本条例の目的（受動喫煙を防止するための環境整備＝環境中たばこ煙の排除）に照らし、その使用を制限する必要がないことから、これらを除外することとしたものである。また、いわゆる電子たばこも製造たばこには該当しない。

※ 厚生労働省ウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/qa/detail6.html>)

2 公共的空間（第2号）

「公共」とは、「社会一般。おおやけ」をいい（広辞苑第6版）、現行法令における用例をみると、軽犯罪法（昭和23年5月1日法律第39号）第1条第13号では、「公共の場所において多数の人に対して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威勢を示して汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物、演劇その他の催し若しくは割当物資の配給を待ち、若しくはこれらの乗物若しくは催しの切符を買い、若しくは割当物資の配給に関する証票を得るため待っている公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者」について、拘留又は科料に処する旨を規定している。

そして、ここにいう公共の場の意義は、「公衆すなわち不特定多数の者が自由に利用し又は出入りすることができる場所をいい、道路、公園、駅、興行場、公会堂、社寺の境内などが、これに含まれ得る。」（法令用語辞典第8次改訂版）とされている。

このほか、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年6月1日法律第103号）第3条第1項では、「警察官は、酩酊者が、道路、公園、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他の公共の乗物（略）において、粗野又は乱暴な言動をしている場合において、当該酩酊者の言動、その酔いの程度及び周囲の状況等に照らして、本人のため、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当の理由があると認められるときは、とりあえず救護施設、警察署等の保護するのに適当な場所に、これを保護しなければならない。」と規定している。

また、2007年（平成19年）の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第8条履行のためのガイドライン」では、Public places（公共の場(所)）の定義について、「『公共の場』の正確な定義は管轄区域によってさまざまであるが、法律においては本用語をできる限り広く定義することが重要である。使用する定義は、一般市民が立ち入ることのできる場所又は所有権

若しくはアクセス権にかかわらず、集団使用される場所のすべてを対象とすべきである。」としている。

本号の公共的空間という用語も、これらの法律やガイドラインにおける「公共の場」と同様の意義を有しており、ここにいう「不特定又は多数の者が出入りすることができる」とは、家庭以外のおよそすべての環境を包含するものであるが（本号では、確認的に家庭（＝場所としての住居）を除いている。）、本条例の性格から「室内又はこれに準ずる環境」に限定した上で、さらに、後述の事情から、専ら特定の者が出入りすることができる事務室（以下「専用事務室」という。）を除くこととしたものである（喫煙所における喫煙を制約することはできないので、喫煙所は当然に除外）。

したがって、本号の公共的空間の範囲は非常に広く、トンネル、地下通路といった工作物や公衆便所、電話ボックス、ATM（現金自動預払機）ボックスといった一人の利用を前提とする空間であっても、一定の時間をとれば、不特定の者が出入りすることができるので、本号の公共的空間に該当することとなる。

その一方で、宿泊施設の客室や福祉施設の居室は、住居と同様にプライベート空間に該当し、公共的空間には該当しないこととなる。

さらに、学習教室などのうち住居の一部を利用し事業を行っている施設について、その事業の用に供する区域が住居と一体であり明確に区分できない場合は、当該区域は住居に該当することとなり、公共的空間には該当しない。これに対し、一時的に住居として利用することがあるとしても、当該区域が専ら事業の用に供する目的で整備されている場合は、公共的空間に該当する。

また、共同住宅の共用部分（集会場等）については、家庭の延長にあるものと理解することができるので、住居に類する室内環境にあるものとして、本号の公共的空間には該当しないこととなる。ただし、当該共用部分が、共同住宅の居住者以外の者へ貸し出すことを目的として整備されている場合は、公共的空間に該当する。

なお、本号の公共的空間から専用事務室を除くこととしたのは、専用事務室にあつては、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）第3条第1項の規定により、事業者に対して、快適な職場環境の実現を通じて職場における労働者の安全と健康を確保する旨の努力義務が課され、同法第71条の3第1項の規定に基づき、事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年7月1日労働省告示第59号）が公表され、さらに、職場における喫煙対策のガイドラインが、平成15年5月9日基発第0509001号の厚生労働省労働基準局長通達によって示され、こうした枠組みに沿って、既に労働者の意見を反映した喫煙対策の取組が進められていることから、本条例が競合的に適用されることによって、混乱が生ずることを回避する必要があったことによるものである。

そして、この点については、健康増進法第25条の規定に基づく受動喫煙防止措置においても、「労働者のための受動喫煙措置は、『職場における喫煙対策のためのガイドライン』・・・に即して対策が講じられることが望ましい」（受動喫煙防止対策についての平成15年4月30日厚生労働省健康局長通知）とされているところである。

ここで、例えば「中に利用者が使用するための応接部分がある事務室」や「そもそも利用者のためのスペースが明確化されていない事務室」のように、「専ら特定の者が出入りする区域」と判断するのが難しいものについては、

- ① 当該区域が、当該施設の利用者が通常利用する目的で整備されたものか
- ② 又は、利用者が出入りすることが社会通念に照らして想定される区域か

という観点から判断する。なお、ここにいう利用者には、他の業務に従事する者は含まない（取引先の従業者、集配や清掃の従事者など）。

これは、本条例の目的が「県民が自らの意思で受動喫煙を避けられることができる環境の整備」にあるため、当該施設の利用者（不特定又は多数の者）にとって、当該区域で「意に反する受動喫煙」が生じる可能性があるか否かによって、判断すべきだからである。また、労働安

全衛生の観点から、専用事務室を本条例の対象外としたことも考慮している。

具体的には、オフィスにおける応接・会議スペースについて、利用者が日常的に出入りする目的で整備され、又は利用せざるを得ない構造である場合、①又は②に該当するため、公共的空間であると判断する。一方で、応接・会議スペースが別にあり、当該区域の利用は限定的で、しかも、利用者が別の応接・会議スペースを選択できる場合、①及び②に該当しないため、専用事務室であると判断する。

ところで、本条例は、科学的な知見によって受動喫煙の健康リスクが証明されている環境、換言すれば、たばこの煙が十分に拡散されないため曝露量が多くなる環境に対して規制を施そうとするものであるから、その規制対象は、「室内又はこれに準ずる環境」に限定したものである。

そして、ここにいう「室内」とは、天井や壁によって外気を遮断しうる環境にある場所をいい、また、「これに準ずる環境」とは、室外（屋外）であっても、その利用者が、十分に拡散されていないたばこの煙に曝露するおそれがある環境にある場所をいう。具体的には、階段状の客席（スタンド）を有し、観戦のために一度に多数の者が集合して利用する野球場や陸上競技場、あるいは、競馬・競輪場、水族館のイルカショーなどの観覧席が該当する。なお、条例では、施設が仮設か常設かは問わないため、仮設の花火観覧席やサーカス小屋の観覧席も該当することとなる。

その理由は、これらの施設が

- ①たばこの煙が十分に拡散する前に、その拡散する方向に利用者が存在し、たばこの煙に曝露するおそれのある構造を有する施設である（たばこの煙の拡散先）。
- ②観覧のため一度に多数の者が集合して利用する施設であり、たばこの煙を容易に避けることができない構造である（たばこの煙への曝露回避性）。

ためであり、さらに、これらの施設に限定したのは、多様な施設がある中、個々に受動喫煙可能性について合理的な判断を行うことが現実的ではないためである。

ここで、例えば、ビル内から発着するバスターミナルのうちバスの出入り口が開放されているものや、ゴルフ練習場の打席のように、構造的に外気を完全に遮断できない（一部開放面がある）建造物は、室外（屋外）であり、条例規制の対象としない。

これは、複雑な構造を持つ施設に対し、これを統一的に線引きする合理的な基準を見出すことは不可能であり、また、何らかの基準を設定したとしても、適正な運用は著しく困難であるためである。

また、例えば、前面シャッターを開けて営業している八百屋や鮮魚店のように、建造物の構造上は外周のすべてを閉じることができ得るが、当該施設の利用時間において、その一部を開放して営業している店舗等は、室内である。

これは、その開放部分については、建築物の構造上、閉じることができるのであるから、閉じることができる程度に気密性が高く、たばこの煙が拡散しにくい環境にあるとみなすことができるためである。また、同一の施設において、現に一部が開放されているか否かで取扱いが異なるのでは、恣意的な取扱いが可能となってしまう均衡を失するためである。

3 公共的施設（第3号）

受動喫煙が生ずるおそれがある環境は、前号の公共的空間のすべてといってもよいのであるが、本条例では、次号の施設管理者に対して、受動喫煙防止のための措置を講ずる義務（第9条）や立入調査等に当たっての受忍義務（第16条）を課した上で、これらを罰則により担保しているため、こうした規制の対象となる物的範囲を明確にしなければならない。

そして、本号では、この物的範囲について、「公共的空間を有する施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。）」と定義したものであり、ここにいう施設とは、建築物その他の工作物であって、観覧のための工作物、地下の工作物、高架の工作物等や車両、船舶等を含むものであるが、その具体的な範囲は、別表第1及び別表第2に掲げるものに限定していると

ころである。

ところで、本条例による規制の対象とすべき施設は、不特定又は多数の者が出入りすることができる公共的空間を有する施設、換言すれば、人が、日常生活や社会生活を営む上で、物品の購入やサービスの提供を求めて訪れる施設ということになる。

このため、別表第1及び別表第2には、いわゆる第3次産業（サービス業）に分類される事業の用に供する施設を掲げたものである。

なお、別表第1及び別表第2の各備考欄にあるとおり、風営法第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業（いわゆるソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ラブホテル、アダルトショップ等）又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（いわゆるテレホンクラブ）については、これらの表に掲げる施設には該当しないこととしているが、これは、こうした店舗にあっては、その利用実態が宿泊施設の客室などと同様に極めてプライベートなものであり、また、通常の日常生活や社会生活を営む上で、その利用が必要不可欠とまでいえないと判断されたことによるものである。

また、本条例にいう公共的空間は、「室内又はこれに準ずる環境」であり、さらに、住居や専用事務室を除外しているため、別表第1又は別表第2に該当する施設（例えば、陸上競技場におけるトラックや、ホテルにおける客室）であっても、その構内（敷地内）のすべての場所が、公共的空間に当たるわけではないことに留意する。

4 施設管理者（第4号）

管理とは、物の性質を変更しない範囲内において、その保存、利用又は改良を図る行為をいうものであり、その権限を有する者は、所有権や賃借権などの施設についての権原によって定まり、事業者が組織である場合の具体的な権限を有する者は、契約や職務命令といった内部的な法律関係によって定まることとなるのであるが、具体的な判断に当たっては、実質的な管理の状況に着目することとなり、その者が施設に常駐しているか否かは問わないものであり、また、法律関係については、黙示の授権でも足りることとなる。

例えば、店舗であれば、店長やマネージャーといった職にある者が、これに該当するのであるが、契約や職務命令の内容によっては、店長やマネージャーが限定的な範囲の権限しか有していない場合もあり、この場合、店長が、施設の維持・運営に関しては職務命令を受けているものの、施設の整備（改良）に関する職務命令は受けていないというケースでは、第12条<喫煙器具又は設備の設置の禁止>、第13条<未成年者の立入りの制限>、第14条<喫煙の中止等の求め>及び第15条<表示等>に規定する施設管理者の義務は、この店長が負うこととなり、一方、第9条に規定する禁煙又は分煙の措置を講ずる義務については、施設の整備（改良）に関する権限を有する者が負うので、この店長が負うものではない。

そして、この場合の禁煙又は分煙の措置を講ずる義務を誰が負うのかという点については、一概に判断することはできないが、当該公共的施設に常駐していない本社の担当役員や代表取締役が義務を負うこともあり得ることとなる。いずれにしても、管理権限を有している者が存在しないということはある得ないので、必ず誰かが義務を負わなければならないこととなる。

5 喫煙（第5号）

喫煙とは、一般に、たばこを吸うことをいうものであるが、本条例における喫煙とは、たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、たばこの煙を発生させる行為をいうものであることに留意する。

受動喫煙は、環境中たばこ煙（Environmental Tobacco Smoke。ETS）を不随意に吸い込むことにより発生するものであるが、環境中たばこ煙には、口腔内に達した主流煙が吐き出された呼出煙と点火部から立ち昇る副流煙とがあり、副流煙の方が、主流煙より有害物質の含有量が多いとされていることから、本条例の目的に照らし、副流煙を発生させる行為をも含めて規制することとしたものである。

平成27年12月28日付けの条例改正により、条文に「、又はこれを加熱し」を加え、加熱式のたばこの使用が、本条例における喫煙にあたることを明確にした。

なお、本条例におけるたばこの煙は、加熱式のたばこの製造販売事業者が「たばこペーパー」等と称しているものを含む。

6 禁煙（第6号）

禁煙という用語は、一般に、たばこを吸うことを禁止することと、喫煙者がたばこを吸う習慣を断つことの二つの意義を有しているが、本号では、第7号の分煙に対する用語として定義しており、施設管理者が、その管理する公共的施設中の公共的空間の全部を喫煙できない区域にする行為のことをいうものである。

したがって、本条例においては、禁煙の措置によって設けられた喫煙することができない区域については、禁煙区域という用語は用いておらず、これに対応する用語としては、分煙の措置によって設けられた喫煙することができない区域と合わせて、喫煙禁止区域という用語を用いていることに留意する。

7 分煙（第7号）

本号の分煙とは、第2種施設における公共的空間を喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割することをいうものであり、「分煙がどうあるべきか」ということについては、本条例の目的からして、分煙の措置によって設けられた喫煙禁止区域を利用することを選択した利用者が、その利用の開始から終了までの間において、たばこの煙にさらされてはならないことは当然である。

しかしながら、その方法については、公共的施設の構造や利用形態に合わせて多様な方法が考えられ、一律にこれを定義することは困難であるので、個別かつ具体的な方法については、以下のとおり規則で定めている。

(1) 共同利用区域について（規則第3条第1項第1号）

第2種施設の公共的空間のうち、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレその他当該第2種施設の利用者が共同して利用する区域（「共同利用区域」）は、喫煙区域及び喫煙禁止区域の利用者が共同で利用する区域であり、分煙の措置を講じる際、その全てを喫煙禁止区域にしなければならない。これは、共同利用区域を利用せざるを得ない非喫煙者の受動喫煙を防止するためである。したがって、廊下やトイレなどが各階に設置されている複数階にまたがる第2種施設において、フロア分煙を実施する場合、喫煙区域となったフロアにおける廊下やトイレは共同利用区域には該当しないため、喫煙禁止区域とする必要はない。

なお、その他の共同利用区域には、例えばイトインベーカーリーのパンを販売する区域や、カフェテリアのあらかじめ料理が並んでいるカウンターが該当する。

ここで、例えば、廊下が明確でなく、出入口→喫煙禁止区域→喫煙区域→便所、のように配置されている飲食店のように、喫煙禁止区域からトイレまでの経路が、必ずしも独立した空間（廊下）として観念されず、この経路中に喫煙区域が含まれる施設が存在する。

こうした施設では、そもそも規則でいう廊下は存在しないということができ、また、こうした経路を通過しても、利用者が受動喫煙にさらされる時間は限定的（移動中のみ）であることから、新たに独立した廊下の設置を義務付けるものではない（未成年者の立ち入りについてはP25参照のこと。）

(2) 役務提供区域について（規則第3条第1項第2号）

第2種施設の施設管理者は、分煙の措置を講じる際、共同利用区域以外の区域（「役務提供区域」）を、喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割しなくてはならない。

その際、第2種施設の複数の区画された役務提供区域において、同じ役務（サービス）

を提供している場合、それらの区域全てを1つの区域として分煙を行うものとする（同項第2号ア）。したがって、例えば、複数階建ての飲食店の場合にあつては、いわゆるフロア分煙の方法も認められることとなる。

一方、第2種施設の複数の区画された役務提供区域において、異なる役務（サービス）を提供している場合、それぞれの区域ごとに分煙を行うものとする（同項第2号イ）。したがって、例えば、宴会場、結婚式場（チャペルや神殿）、衣装室、美容室や写真室といった複数の役務（サービス）を提供しているホテル等にあつては、それぞれの役務（サービス）を提供している空間ごとに、分煙の措置を講じなければならない。

その理由は以下のとおりである。

- ・ 複数の役務（サービス）を提供する施設にあつては、その利用者は各々であるが、そうした利用者の一人ひとりについて、本条例によって、受動喫煙を防止するための環境を整備する必要があること。
- ・ 当該施設の役務提供区域の全部を一の役務提供区域として喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割した場合には、ある役務（サービス）を提供する区域の全体が喫煙区域に区分されることがあること。
- ・ この場合、その役務（サービス）を受けるために当該施設を利用しようとする者は、喫煙禁止区域を利用するという選択ができなくなり、本条例の目的を達成することができなくなること。

なお、分煙を選択した第2種施設の施設管理者は、分煙により設けられた喫煙禁止区域の面積の合計が、当該施設の公共的空間の面積の合計のおおむね2分の1以上となるよう努めなければならない（条例第9条第3項）。

（3）多数の利用者に対して飲食物を提供するための区画された区域が1つしかない場合（規則第3条第2項）

団体の宿泊客その他の多数の利用者に対して飲食物を提供するための区画された区域（いわゆる宴会場）が施設内に1つしか無い飲食店や宿泊施設などの第2種施設が分煙の措置を講じる際、当該区域の利用者の選択により、時間を限って、当該区域の全てを喫煙区域とすることができる。

これは、このような区域が複数ある場合には、施設管理者は、それぞれの区域を喫煙区域、喫煙禁止区域に分けることで本条例の分煙の措置を取ることができるが、1つしかない場合には、このような対応が難しいためである。

ただし、飲食店において宴会場とは別にフロア席がある場合は、喫煙区域と喫煙禁止区域に分割が可能であることから、この特例的な取扱いの対象とはならない。

ここにいう喫煙区域と喫煙禁止区域とに分割するとは、これらの区域が明確に判別できるように分かれており、喫煙禁止区域にたばこの煙を流出させないための措置が講じられていることが必要で、単に客席を禁煙と喫煙とに分けるだけでは、喫煙席から禁煙席へとたばこの煙が流出してしまうため、本号の分煙には該当しないこととなる。

ところで、受動喫煙を防止するための措置について、2007年（平成19年）の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第8条履行のためのガイドライン」においては、同条約の締約国に対して「100%禁煙の法的環境をつくる」ことを求めており（ただし、法的拘束力はない。）、また、2006年（平成18年）のアメリカ公衆衛生長官（報告）においても、二次喫煙に安全無害なレベルのないことが科学的に証明されており、分煙、空気清浄機、エアコンディショニングによって非喫煙者の受動喫煙を防ぐことはできないとされているところ、本県の基本的認識も、これらの見解に沿うものであるが、次の理由から、本条例では、分煙を認めることとしたものである。

- ・ 本条例による規制を円滑に実施し、その早期の定着を図る上では、事業者に対して一定の

配慮を示す必要があること。

- ・ 分煙では、たばこの煙が喫煙禁止区域に流出することを完全に防ぐことはできないが、現在のところ、環境中たばこ煙（E T S）への少量の曝露による個別的な健康被害との因果関係を認める司法判断が示されておらず、また、社会的な評価も、分煙を受動喫煙防止対策として認める現状にあるため、喫煙者に対して一定の配慮を示す必要があること。

8 喫煙所（第8号）

喫煙所とは、専らたばこを吸う用途に供するための区域をいい、本条例において喫煙所の設置を認めることとしたのは、本条例は、場所をわきまえた自由選択による能動喫煙についてまで規制しようとするものではなく、また、喫煙者と非喫煙者の双方の自由の調和を図る必要があると判断されたことによるものである。

9 事業者（第9号）

事業者とは、施設を設けて事業を行う者をいい、本条例の規制対象となる公共的施設において事業を行う者に限定されるものではない。

すなわち、ここにいう事業者とは、県内に事業所を設けて事業を行うすべての事業者のことを指し、その事業所が公共的施設には該当しない農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業といった事業を行う者や、公共的空間を有さない専用事務室のみで構成される事業所において事業を行う者も、ここに含まれる。したがって、第5条の事業者の責務は、こうした事業者にも課されることとなる。

10 保護者（第10号）

未成年者喫煙禁止法第3条では、未成年者に対して親権を行う者及び親権を行う者に代わって未成年者を監督する者が、未成年者の喫煙を制止しなかったときは、科料に処する旨を規定し、また、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（平成18年神奈川県条例第66号）では、第2条第2号において本号と同様の定義規定を置き、その第4条において「保護者は、その監督保護に係る青少年の喫煙及び飲酒を未然に防止するよう努めなければならない。」と規定している。

本条例においても、これらと同様の考え方の下で、保護者の責務を定めるとともに（第4条）、保護者に対して一定の義務を課すこととしている。（第13条第2項）なお、

- ・ 「親権を行う者」とは、民法（明治29年4月27日法律第89号）第818条<親権者>、第819条<離婚又は認知の場合の親権者>又は第833条<子に代わる親権の行使>の規定に基づき親権を行う者を、
- ・ 「未成年後見人」とは、同法第839条<未成年後見人の指定>又は第840条<未成年後見人の選任>の規定による未成年後見人を、
- ・ 「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設」とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターをそれぞれいうものである。

また、「その他の者で未成年者を現に監督保護する者」には、親権を行う者に代わって現に未成年者を監護する者が含まれ、例えば、未成年者の母親と内縁関係にある者や、未成年者の監護について親権を行う者から委託を受けた者がこれに該当する。